

学校法人会計と企業会計との違い

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、その事業目的には大きな違いがあります。

学校法人は、学校を運営しその目的である教育・研究活動を遂行することにより、企業のように営利を目的とすることはできません。

企業会計は、計算書類からその経営成績を知ることにはありますが、学校法人会計は計算書類によって安定的、継続的に教育研究活動が行われているか否かを知ることにはあります。

学校法人の収入の多くが、自由に増額することが難しい学生生徒の納付金や国や地方公共団体からの補助金であり、支出に関しても教育・研究の発展のために支出を削減することは難しいことが特徴です。

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

平成27年度より、学校法人会計基準は、学校法人の作成する計算書類等の内容が一般にもわかりやすく、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする、また、学校法人の適切な経営判断に一層資するものとする考え方にに基づき、大幅に改正されております。

「資金収支計算書」

教育研究活動を示した全ての資金の収入と支出を明らかにして、支払資金の顛末をあらわす計算書。収入と支出が全て現金預金で行われたものとみなして表示し、計算書の末尾に実際は現金預金の収支でない期末未収入金、前期前受金、期末未払金などを資金収支の調整勘定として差引調整計算して、期末現金預金残高を翌年度繰越支払資金として表示しています。

「事業活動収支計算書」(旧消費収支計算書)

計算技術的には企業会計の損益計算に似ていますが、この計算書は学校法人の事業活動収入と事業活動支出を明らかにして収支の均衡状況を表すものです。

企業会計と本質的な違いを示すのが基本金組入額です。学校の持続的経営のために取得された固定資産を「保持すべき資産」とされ、収入の合計である事

業活動収入から控除されます。この事業活動収入と事業活動支出との差額として当年度繰越収入超過又は繰越支出超過額が計算されますが、これは収支の均衡の程度を示すだけで、企業会計の損益の概念と異なるものです。

「貸借対照表」

学校法人会計と企業会計との違いはまず科目の配列法にあります。

学校法人の主要な財産は固定資産から構成されていますので、固定資産から配列される「固定性配列法」が採用されます。企業会計は流動資産から配列する「流動性配列法」が採用されています。

もうひとつの大きな違いは、資産と負債の差額を表示する部分です。

企業会計では、「資産－負債＝純資産」で純資産を資本と云います。この資本は、主として株主から調達された資本と営業活動から得られた利益の累積額である利益剰余金等からなっています。

学校法人では「資産－負債＝正味財産」で資本という概念はありません。正味財産は、基本金と翌年度繰越収入超過額又は翌年度繰越支出超過との合算額です。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤追求の経済活動
会計処理ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表
利益処分	なし	あり